

2009年2月10日

日本国総理大臣 麻生 太郎 殿

ロシア連邦大統領 ドミトリー・アナトリエヴィチ・メドベージェフ 殿

日露両国による世界自然遺産「日露平和公園」実現への要望書

北方領土問題をテーマに含めた日露首脳会談が近々、サハリンで行なわれるとの報道に接しました。わたしたちNPO法人「日露平和公園協会」は、わたしたちが昨年春以来、提案している世界自然遺産「日露平和公園」の実現について両首脳が協議して下さるよう要望します。

この提案は、世界自然遺産登録地・北海道知床と、北方四島及びウルップ島周辺は同一の生態系に属することから、日露にまたがる、この海域全体を世界自然遺産の対象として早急に保護すべきとする内容です。この海域は日露の中間線など人工の境界と関わりなくラッコやタンチョウが行き来し、陸域にはシマフクロウ、ヒグマなどが高密度で生息し、流氷の海に育まれた豊かな自然環境が残っています。世界自然遺産の審査機関である国際自然保護連合（IUCN）は2005年の知床登録に際し、国連教育科学文化機関（UNESCO）と日本政府に提出した「技術評価書」で「知床と近隣の諸島には、環境や生態に類似性があるのは明確である」と指摘し、将来、この地域を広範囲な自然遺産の対象とすることが可能であると提言しています。わたしたちはその提言を理想ではなく実現させるためにNPO法人「日露平和公園協会」を立ち上げました。今や環境問題は一国では解決できませんし、知床からウルップ島の素晴らしい自然環境を日露両国の協力に寄って保全することは日露の友好関係強化に大いに役立ちます。

世界遺産条約では、領土問題の未確定な係争地であっても、当事国のいずれもが合意すれば登録や拡張は可能としており、第11条3で「紛争の当事国の権利にいかなる影響も及ぼすものではない」と定めています。

わたしたちは当面、「日露平和公園」実現のため①流氷の世界的な南限に当たる島々の生態系調査を含めた広範囲な情報収集及び情報提供事業を日露共同で行なうこと②そのためにロシア側にわたしたちと意思を一にする民間の非営利団体を受け皿として設立されること③生態系の保全と資源の持続的活用に向け、両国の官民の知恵を結集して展望を切り開くための協議の場を少なくとも半年に1回定期的を開催すること——を望んでいます。ぜひ、日露両国のご理解、ご協力をいただきたく、心よりお願い申し上げます。

NPO法人日露平和公園協会

理事長

午来 昌